



環境省報道発表

令和4年5月23日（月）

北海道における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例
（野鳥国内 76, 98 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について

<北海道同時発表>

1. 北海道興部町及び紋別市における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出（野鳥国内 76, 98 例目）を受け、それぞれ一部が重複する野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきました。
2. その後、いずれの区域内において野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和4年5月20日（金）24時に当該区域を解除しました。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局
野生生物課鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治（内線 6470）
室長補佐：村上 靖典（内線 6675）
専 門 官：庄司 亜香音（内線 6473）
係 長：福田 真（内線 6670）

■ 経緯

- 4月 8日（金）
 - ・ 北海道興部町でハシブトガラス5羽の死亡個体を回収
 - ・ このうち2羽について簡易検査を実施した結果、2羽からA型鳥インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応
 - ・ 回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 4月 18日（月）
 - ・ 鳥取大学において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出（野鳥国内76例目）
- 4月 20日（水）
 - ・ 北海道が野鳥緊急調査を実施
- ～4月 22日（金）
- 4月 22日（金）
 - ・ 北海道紋別市でハシブトガラス1羽の死亡個体を回収
 - ・ 簡易検査を実施した結果、A型鳥インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応
 - ・ 回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 4月 29日（金）
 - ・ 北海道大学において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）を検出（野鳥国内98例目）
- 5月 2日（月）
 - ・ 北海道が野鳥緊急調査を実施
- ～5月 4日（水）
- 5月 20日（金）
 - ・ 24時 いずれの区域内において野鳥の大量死等の異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除（※）

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として28日目の24時に解除することとしています。

- － 野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- － 家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- － 環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする

また、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が重なる場合は、最後の区域が解除される時に同時に解除することとしています。

■ 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html